

AOSSG 年次総会報告

1. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。

2025年11月27日及び28日の2日間、第17回AOSSG年次総会が開催された。本年度はモルディブのマレにおいて対面形式で開催された。2023年より議長国を務めていたパキスタンの任期満了により、今回の年次総会において副議長国を務めていたオーストラリアが議長国に就任し、ネパールが副議長国に就任した（議長国及び副議長国の任期は2年。副議長国が次の議長国になることになっている。）。

年次総会には、AOSSGに加盟する法域のうち16¹の法域から約40名が参加したほか、国際会計基準審議会（IASB）から Andreas Barckow 議長及び Hagit Keren 理事ほかに参加し、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）からスタッフがビデオで参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは川西安喜委員長及び筆者が参加した。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者の所属する団体・組織の公式見解ではないことをあらかじめお断りする。

¹ 今回の年次総会には、AOSSGに加盟する法域のうち、オーストラリア（議長国）、ネパール（副議長国）、日本、韓国、中国、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、タイ、ブータン、パキスタン、スリランカ、モルディブ、フィジー、サウジアラビアの16の法域が参加した。

2. AOSSG 年次総会の概要

第 17 回年次総会の主な議題は、次のとおりであった。

	議 題	担 当
2025年11月27日		
1	議長、副議長及び来賓による開会の挨拶	パキスタン、モルディブ
2	IASB議長による開会の挨拶	IASB
3	ミャンマー及びブータンのAOSSG加盟に関する覚書の締結	パキスタン、ミャンマー、ブータン
4	議長及び副議長の選任	オーストラリア、ネパール
5	IASBの動向（IASB議長及びIASB理事との質疑応答を含む）	IASB
6	持分法会計	中国
7	ISSBの動向	ISSB
8	議長からの所信表明	オーストラリア
2025年11月28日		
9	セグメント報告に関するオーストラリアとマレーシアによる共同研究	オーストラリア、マレーシア
10	シンガポールにおけるIFRS19号「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「IFRS第19号」という。）の適用	シンガポール
11	基準設定におけるキャパシティ・ビルディング	オーストラリア
12	オーストラリアの国内基準に対するIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS第18号」という。）及びIFRS19号の影響	オーストラリア
13	IFRS第18号における法人所得税以外の税金に関する表示	マレーシア
14	総括及び閉会の挨拶	オーストラリア、モルディブ、IASB

以下、本稿において主な議題に関する議論の概要を報告する。

(1)IASB の動向

IASB の Andreas Barckow 議長及び Hagit Keren 理事から IASB のワークプランの全体像に関して説明された後、次の各プロジェクトに関する状況について説明された。

- 無形資産
- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- 償却原価
- 動的リスク管理
- 持分法
- 企業結合－開示、のれん及び減損
- 資本の特徴を有する金融商品
- 料金規制活動
- 気候関連の設例を用いて例示した財務諸表における不確実性に関する開示
- 引当金
- 公正価値オプションに関する修正
- リースに関する適用後レビュー

また、第4次アジェンダ協議については、ISSBのアジェンダ協議と同時に実施すると
して、2026年後半から開始し、2027年に利害関係者と協議を行う計画であることが説明
された。このため、第3次アジェンダ協議の期間は2028年まで延長され、その間に審議
を行う議題の候補として排出権取引、事業セグメント、超インフレ会計及び暗号資産が紹
介された。

(2)持分法会計

中国の参加者から、IASBが進めている持分法プロジェクトに関するプレゼンテーショ
ンが行われ、特に、関連会社との取引について、投資者が関連会社とのすべてのアップス
トリーム及びダウンストリーム取引から生じた利得及び損失の全額を認識するIASBの提
案に強く反対する旨が主張された。

プレゼンテーションでは、理屈の観点、実施コスト及び実行可能性の観点、経済的な帰
結への影響の観点及び利用者の情報ニーズの観点からの分析が示され、いずれの観点から
も関連会社との取引について未実現損益を消去する現行の定めを維持すべきとの主張がな
された。そのうえで、2014年にIASBが公表した公開草案「持分法：その他の純資産変

動に対する持分」（IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案）をベースとして基準を開発すべきであること、基準間の不整合への対応に焦点を当てたプロジェクトを第 4 次アジェンダ協議に追加することが提案された。

会議の参加者からは、会計処理が簡素化される観点から財務諸表作成者から IASB の提案に賛成する意見が聞かれている一方、監査人及び学識経験者からは利益操作の可能性の観点から IASB の提案に反対する意見が聞かれているなど、各国における状況について説明された。

(3)総括・挨拶等

会議の総括として、IASB の Andreas Barckow 議長より、感謝の意が述べられた。また、開催国であるモルディブの代表者から挨拶がなされ、最後に、AOSSG 議長から、AOSSG メンバー及び IASB の代表者に対する謝意が示されて閉会となった。

以 上